

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の140」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

平成21年6月に支給する市議会議員の期末手当の支給割合を改定する暫定的な特例措置について定めるため、改正しようとするものである。